

外国人在留マニュアル



このマニュアルは、
東京都青少年・治安対策本部総合対策部治安対策課
ホームページから無料ダウンロードできます。

マニュアルは**複数言語**に翻訳しています！



東京都

外国人在留マニュアル

青少年・治安対策本部
<http://www.seisyounen-chian.metro.tokyo.jp/chian/>

発行：東京都 青少年・治安対策本部
〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1
☎ 03-5388-2279

印刷物登録番号

(27) 13



外国人 在留マニュアル

日本で犯罪に巻き込まれず、
安全安心な生活を送るために。

 東京都 青少年・治安対策本部



警視庁



東京入国管理局

日本のルール・マナー

目次

日本のルール・マナー

P1 ~ P4

注意して欲しい日本の法律

P5 ~ P7

自転車に乗るときの注意点

P8 ~ P10

アルバイトをするうえでの注意

P11 ~ P16

在留カードについて

P17 ~ P19

中長期在留者の届出義務

P20 ~ P23

困ったときの連絡先

P24

◆ ゴミはゴミ箱に捨ててください。



ゴミは路上に捨てず、ゴミ箱に捨ててください。

◆ ゴミ出しのルールは守ってください。



ゴミを出すときは、日時・場所・ゴミの分別をきちんと守ってください。



粗大ゴミ等を不法投棄しないでください！

ワンポイントアドバイス

* 粗大ゴミを捨てたいときは、お住まいの区市町村が定めた処理方法に従ってください。

◆ 集積所に捨ててあるゴミを、勝手に持っていかないでください。



集積所のゴミの中には、資源としてリサイクルされるものもあります。

◆ アパート等に住むときは、賃貸契約書の内容を守ってください。

大家の許可なく、

- 同居人を増やす
- 他人に転貸する
- 部屋を大規模に改装する
- 犬や猫などのペットを飼う

ことはできません！



契約内容に違反すると、退去を命ぜられる可能性があります！



◆ アパートやマンションの廊下に物を置かないでください。



アパートやマンションの廊下は、「共用スペース」でみんなの場所です。

あまりにもひどいと、退去を命ぜられる可能性があります！

ワンポイントアドバイス

* 廊下に物を置いていると、火災や地震があったときに逃げ場を失います。

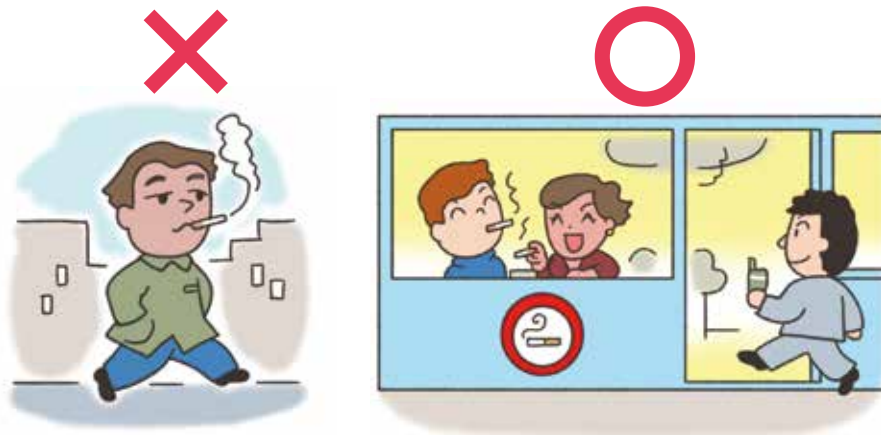
◆ 室内や廊下で、大声で騒いだり、大きな音で音楽を聴かないでください。



騒音がひどすぎると…

通報を受けた警察官から、注意を受ける可能性があります！

◆ タバコは喫煙場所で吸ってください。



歩きタバコや、喫煙場所以外での喫煙はやめてください。
また、タバコのポイ捨てもやめてください。

◆ 電車やバスの中では、携帯電話で話したり、大声で会話したりするのは控えましょう。



電車やバスに乗っている他の人が迷惑します。

日本では、このようなルール・マナーを守りながら生活しています。

外国人のみなさんも、無用のトラブルを避けるため、日本のルール・マナーを尊重してください。

注意して欲しい日本の法律

◆ 定期券、保険証の貸し借りは、やめてください。



他人の定期券、保険証を使ったり…
悪用されると知って、自分の定期券、保険証を
貸したりすると…

10年以下の懲役

◆ 危険物を持ち歩かないでください。

正当な理由なく刃物等の危険物を持ち歩いた場合、取締りを受け処罰されます！



ナイフや催涙スプレー

ワンポイントアドバイス

- * 以下は、正当な理由ではありません。
- 護身用に持つこと
- 何かに使用できるので便利だからと思い持つこと
- オシャレのつもりで、ファッションと考え持つこと
- 過去に仕事やキャンプで使い、その後全く使用していないのに片づけるのが面倒だから鞆等に入れたままにしておくこと

◆ 置いてある他人の自転車に乗っていかないでください。



駅や道に置いてある自転車に乗ると…

1年以下の懲役又は10万円以下の罰金

◆ 「万引き」は犯罪です。

「万引き」とは、代金を支払わずにお店から商品を持って帰る行為です。

万引きは、盗む、運ぶ、見張る、逃げるのを助ける行為全てが犯罪に該当します！

10年以下の懲役又は50万円以下の罰金

日本のお店には、

- 防犯カメラが設置されています！
- 一般人を装った警備員が巡回しています！



◆ 拾った物は交番に届けてください。



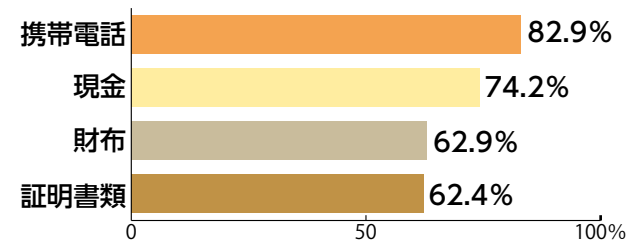
拾った財布、お金、カードを自分の物にすると…

1年以下の懲役又は10万円以下の罰金

ワンポイントアドバイス

* 物を失くした場合、警察に遺失届を提出しておくとな紛失物が見つかったときに自分の元に戻ってきます。

平成 26 年遺失物の返還率（警視庁）



日本では物を失くしても、手続きをしておけば高い確率で戻ってきます。

自転車に乗るときの注意点

- ◆ 自転車を買ったときや貰ったときは、防犯登録の手続きをしてください。



警視庁
原宿
A -11111

自転車を買ったとき ▶ 防犯登録の**新規登録**が必要です

自転車を貰ったとき ▶ 防犯登録の**名義変更**が必要です



ワンポイントアドバイス

* 防犯登録の名義変更は、最寄の自転車店で手続きできます。その際、手数料500円、在留カード、自転車防犯登録カード（お持ちの方）が必要になりますので、持参してください。

- ◆ 自転車は駐輪場に停めてください。

自転車を駐輪場に停めず、駅前等で勝手に駐輪すると…

➡ **撤去されます！**



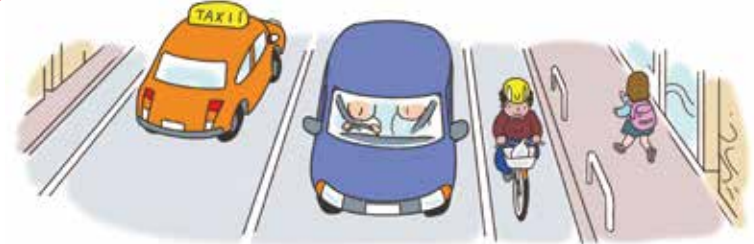
撤去された自転車を返還してもらうには、撤去料金を支払う場合があります。

例 豊島区→5,000円 新宿区→3,000円

- ◆ 日本では、車と同じ法律が自転車にも適用されます！

自転車利用の5つのルール

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外



ただし、以下の場合には歩道を通行することができます。

- 「自転車通行可」の標識がある場合
- 13歳未満の子供、70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が運転している場合
- 道路工事等で車道の左側通行が困難な場合

- ② 車道は左側を通行

* 道路（車道）の中央から左の部分を通行してください。



- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行



* 自転車は、「自転車通行可」の標識がある道路では、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行してください。その際、歩行者の通行を妨げるときは、必ず一時停止してください。

4 安全ルールを守る

- 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
- 夜間はライトを点灯
- 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認



5 ヘルメットを着用



*東京都では、自転車に乗る際、ヘルメットの着用を推奨しています。

◆自転車運転者の違反取締りが厳しくなりました。



2015年6月1日から

信号無視、携帯電話を使用しながらの運転、一時停止違反等の悪質運転危険行為をして、3年以内に2回以上摘発された自転車運転者は…

3か月以内に講習を受講する必要あり

講習を受講しなければ…

5万円以下の罰金

アルバイトをするうえでの注意

◆アルバイトをする際は、事前に資格外活動許可を受けてください。

*「留学」「家族滞在」等の、就労が認められていない在留資格の方がアルバイトをする場合、又は、「技術・人文知識・国際業務」「経営・管理」等の、就労が認められている在留資格の方が活動範囲を超えてアルバイトをする場合は、資格外活動許可を受ける必要があります。



資格外活動許可を受けずにアルバイトをすれば…

- 3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金
- 強制送還の対象

◆アルバイトをする際は、週28時間を超えて働かないでください。

2か所以上でも合計で週28時間以内に！

28時間 + 20時間 = 48時間



週28時間を超えてアルバイトをすれば…

- 3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金
- 強制送還の対象

ワンポイントアドバイス

*「留学」の在留資格で在留中の方は、学則で定める長期休暇中（夏休み、冬休み等）は1日8時間（ただし週40時間以内）まで働くことができます。

◆ アルバイトをする際は、風俗店で働かないでください。



- スナック ● キャバレー ● パブ ● キャバクラ
- ホストクラブ ● ゲームセンター ● 麻雀店 ● パチンコ店
- ラブホテル ● テレフォンクラブ ● 店舗型ヘルス
- デリバリーヘルス ● 出会い喫茶 ● アダルトグッズ販売店
- アダルトビデオ販売店 ● 個室型ビデオ店
- インターネットを通じたアダルト画像の送信

上記の店では、清掃員、皿洗い、ウェイター、ホールスタッフ等であっても違反になります！

風俗店でアルバイトをすれば…

- ・ 3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金
- ・ 強制送還の対象

不法滞在者、不法就労者の情報は、以下の方法でご連絡ください。

- 電話 03-5796-7256
- 入国管理局のホームページからメール

入国管理局 通報 検索



◆ アルバイトをする際は、風俗店と類似する店に注意してください。

- 客の隣に座り、会話をしたりお酌をするなどの接待行為がある飲食店
 - 性的サービスのあるマッサージ店
- などで働くと、取締りの対象となります！



店長が、「うちの店は風俗店じゃないから、留学生が働いても大丈夫！」と言っても…

風俗店かどうか判断するのは警察です。
知らないで働いていたとしても、
摘発される可能性があります！



NO!

◆ 学校を辞めた後、アルバイトはできません。

留学生が退学・除籍となった後…



在留資格・資格外活動許可があってもアルバイトをすれば…

- ・ 3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金
- ・ 強制送還の対象

※働く時間と場所に制限があるのは、資格外活動許可を受けてアルバイトをする方です。

◆登録料を求めるアルバイトに注意してください。



実際にはアルバイトを紹介されず、登録料としてお金をだまし取られる被害が増えています。

↓
アルバイトを始める前に、登録料や紹介料の名目でお金を要求されたら注意してください。

◆旅行者などに対して、自宅を宿泊施設として有料で提供しないでください。

宿泊料をとって自宅に旅行者を泊めるときは、原則、保健所等の許可を受ける必要があります！



無許可で宿泊所を営業すると…

↓
6か月以下の懲役又は3万円以下の罰金

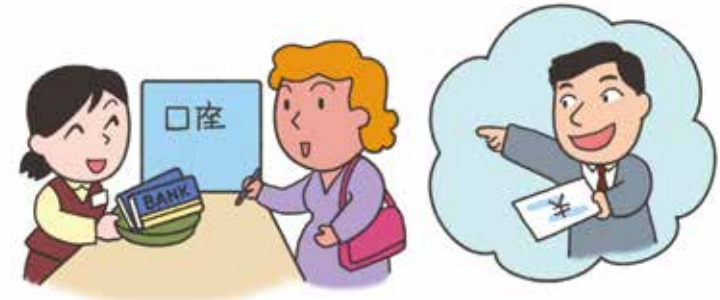
※民泊を許可する条例により規制を緩和する地域もあります。

◆以下の行為は犯罪です！
簡単で儲かるといった誘い文句のアルバイトに注意してください。

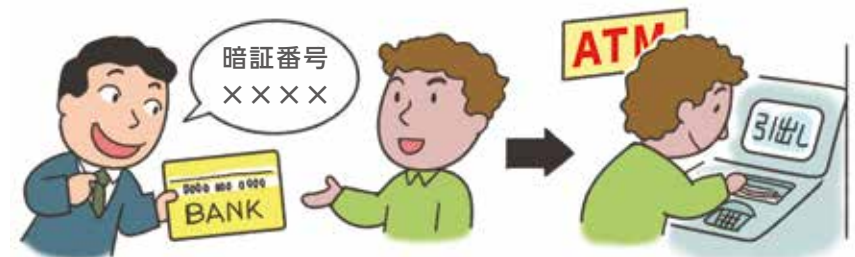
- 携帯電話、キャッシュカード、通帳を他人に売る、譲る。



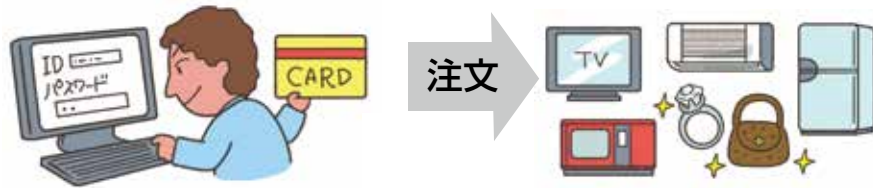
- 携帯電話、銀行口座を他人のために契約する。



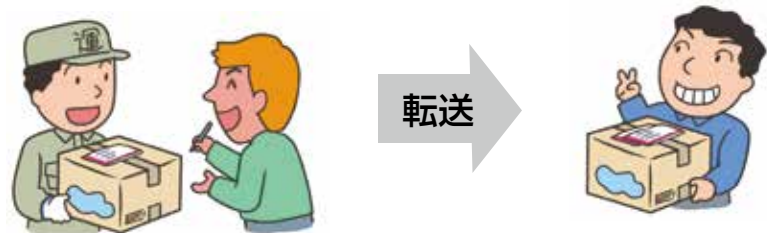
- 他人のキャッシュカードを使って、お金を引き出す。



- インターネット等で他人のクレジットカードを使用して、商品等を注文する。



- 宅配便を他人の名前で受け取ってははいけません。また、受け取った荷物を依頼人に渡したり、指定された場所に転送してはいけません。



他人の名前を書いて荷物を受け取る

指定された場所に転送

このような行為の背後には犯罪組織などが潜んでいて、本人に意識がなくても、犯罪の片棒を担いでしまうことになります。簡単で儲かるからといって、安易に関わることはやめましょう。



これらの行為をした場合…

- 不正アクセス禁止法違反
 - 犯罪収益移転防止法違反
 - 携帯電話不正利用防止法違反
 - 詐欺
 - 窃盗
 - 私印偽造
- 等の罪により、取締りの対象となります。

在留カードについて

- 外出するときは、必ず在留カードを携帯してください。



在留カードを携帯していなかったら…

20万円以下の罰金

ワンポイントアドバイス

* 中長期在留者の方は、在留カードを持っていない場合は、たとえ旅券や保険証等の身分証明書を持っていたとしても、上記の罪に問われます。

* 中長期在留者とは、在留資格をもって日本に在留する外国人のうち以下のいずれにも当てはまらない方です。

- 「3か月以下」の在留期間が決定された人
- 「短期滞在」の在留資格が決定された人
- 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された人
- ①～③に準ずるものとして法務省令で定める人

(注) なお、①～④に該当しない以下の人は中長期在留者ではありません。

- 特例上陸許可、仮滞在上陸許可を受けている人
- 特別永住者
- 在留資格がない人

◆ 警察官、入国管理局の職員等から
在留カードの提示を求められたときは、
在留カードを提示してください。



ワンポイントアドバイス

* 警察官、入国管理局の職員等は、外国人に在留カードの提示を求める際、必ず身分証明書を携帯し、外国人からの請求に応じて身分証明書を提示します。

◆ 在留カードを失くしたら、
すぐに入国管理局で再交付を申請してください。



14日以内に申請しなかったら…

1年以下の懲役又は20万円以下の罰金

ワンポイントアドバイス

* 再交付の申請には、遺失届出証明書、盗難届出証明書（届出をした警察署で発給、交番では発給されません）、り災証明書（被害を受けた区市町村で発給）などの証明書、旅券及び写真（16歳以上の方のみ）が必要です。

◆ 在留カードを貸さない、渡さないでください。



悪用されると分かって、自分の在留カードを貸すと…

- 1年以下の懲役又は20万円以下の罰金
- 強制送還の対象

ワンポイントアドバイス

* 失効した在留カードであっても、他人に貸したり、渡したりすると、上記の罪に問われます。

偽造・変造在留カードに気を付けてください！

入国管理局のホームページから、在留カード等の番号の有効性を確認することができます。

- 在留カードの番号
 - 在留カードの有効期間
- を入力すればすぐに有効性を確認できます。

在留カード 確認 検索



* 昨今、在留カード等を偽変造したものなどが悪用されるケースが発生していますのでご注意ください。もし、偽変造が疑われる在留カードを発見した場合は、遠慮なく東京入国管理局までお問い合わせください。

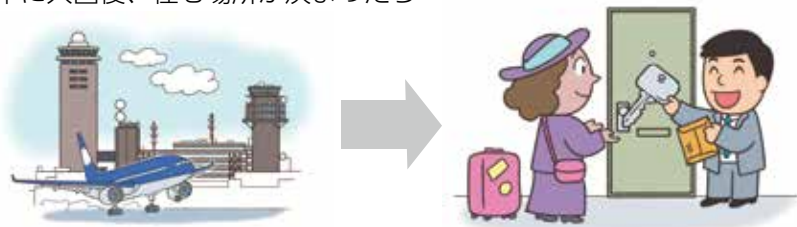
ワンポイントアドバイス

* 正規在留者でも、行使の目的で偽造・変造在留カードを持っている場合は、重い罪に問われます。

中長期在留者の届出義務

- ◆ 入国後、住む場所が決まったり、住む場所を変更したら、必ず 区市町村に新しい住所を届け出てください。

日本に入国後、住む場所が決まったら…



引っ越して、住む場所を変更したら…



14日以内に新しい住所を届け出なければ…

20万円以下の罰金

90日を超えて新しい住所を届け出なければ…

在留資格の取消し対象

虚偽の住所を届け出たら…

- 1年以下の懲役又は20万円以下の罰金
- 在留資格の取消し対象

ワンポイントアドバイス

* 区市町村に住所を届け出る際は、必ず在留カードを持参してください。

- ◆ 結婚等をして、氏名、生年月日、国籍・地域、性別を変更したときは、すぐに入国管理局に報告してください。



14日以内に報告しなければ…

20万円以下の罰金

虚偽の報告をすれば…

1年以下の懲役又は20万円以下の罰金

ワンポイントアドバイス

* 入国管理局に報告する際は、旅券、写真、在留カードのほかに、氏名、生年月日、国籍・地域、性別を変更したことが分かる資料が必要です。

注意してください！

出入国管理及び難民認定法で定められている各種届出義務を履行していないと、

在留資格変更許可申請

在留期間更新許可申請

の際、消極的に評価され、不利益な処分を受ける可能性があります！

◆ 学校を辞めたり、雇用先を変更した場合は
すぐに入国管理局に届け出てください。

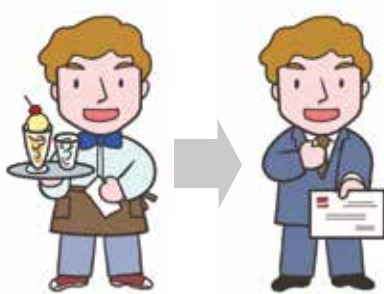
* 届出義務がある在留資格

教授、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、教育、
企業内転勤、技能実習、留学、研修、研究、技術・人文知識・
国際業務、興行、技能

退学、卒業、進学、編入



退職、転職



届出義務があるもの

- 学校、雇用先などの所属機関の名称変更、所在地変更又は消滅
- 学校、活動先からの離脱又は移籍
- 雇用先との契約終了又は新たな契約の締結

14日以内に届け出なければ…

20万円以下の罰金

虚偽の届出をすれば…

1年以下の懲役又は20万円以下の罰金

◆ 「日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、家族滞在、特定活動」の在留資格で在留中の方は、
配偶者と離婚、死別した際は、すぐに入国管理局に届け出てください。



* 届出義務が生じるのは、配偶者としての活動が在留資格の基礎となっている方で、それ以外の方は対象外となります。

ワンポイントアドバイス

* 配偶者と離婚、死別した際は、区市町村への届出（離婚届、死亡届）だけでなく、必ず入国管理局への届出も必要になります。

14日以内に届け出なければ…

20万円以下の罰金

虚偽の届出をすれば…

1年以下の懲役又は20万円以下の罰金

* 学校、稼働先、契約先を辞めたり・変更した際の届出、配偶者と離婚・死別した際の届出は、インターネットからでもできます。

「入国管理局電子届出システム」で検索！
<http://www.immi-moj.go.jp/i-ens/>

困ったときの連絡先

◆ 緊急時

事件・事故の際は

電話 110



火事・病気・けがの際は

電話 119



◆ 在留資格等の相談は…

外国人在留総合インフォメーションセンターへ

電話 0570-013904

(平日 8時30分～17時15分)

英語、韓国語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語に対応！



◆ 生活の相談は…

東京都外国人相談へ

相談言語	相談日	電話
英語	月曜日～金曜日	03-5320-7744
中国語	火曜日・金曜日	03-5320-7766
韓国語	水曜日	03-5320-7700

【相談時間】 9時30分～12時00分
13時00分～17時00分



注意して欲しい日本の法律

- 定期券、保険証の貸し借り 刑法246条 …… 5
- 放置自転車の横領 刑法第254条 …… 6
- 万引き 刑法第235条 …… 6
- 拾得物の横領 刑法第254条 …… 7

自転車に乗るときの注意点

- 防犯登録の義務 …… 8
自転車等の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律 第12条 第3項
- 道路交通法の改正 …… 10
道路交通法第108条の3の4、第120条第1項第17号

アルバイトをするうえでの注意

- 許可の取得 …… 11
入管法第19条第2項、第24条第4号イ 罰則：入管法第70条第4号
- 時間の制限 …… 11
入管法第19条第2項、第24条第4号イ、入管法施行規則第19条第5項
罰則：入管法第70条第4号
- 稼働場所の制限 …… 12
入管法第19条第2項、第24条第4号イ、入管法施行規則第19条第5項
罰則：入管法第70条第4号
- 学校を辞めた後のアルバイト …… 13
入管法第19条第2項、第24条第4号イ、入管法施行規則第19条第5項
罰則：入管法第70条第4号
- 無許可宿泊所の営業 …… 14
旅館業法第3条第1項、第10条

在留カードについて

- 携帯義務 …… 17
入管法第23条第2項 罰則：入管法第75条の3
- 提示義務 …… 18
入管法第23条第3項 罰則：入管法第75条の2第2号
- 紛失時の報告義務 …… 18
入管法第19条の12第1項 罰則：入管法第71条の2第2号
- 貸与、譲渡の禁止 …… 19
入管法第24条第3の5号ロ 罰則：入管法第73条の6第1項第3号

中長期在留者の届出義務

- 住所の届出 …… 20
入管法第19条の7第1項、第19条の9第1項、第22条の4第8号、第9号及び第10号
罰則：入管法第71条の3第1号及び第2号、第71条の2第1号
- 身分事項の届出 …… 21
入管法第19条の10第1項 罰則：入管法第71条の3第3号、第71条の2第1号
- 所属機関の届出 …… 22
入管法第19条の16第1号及び2号 罰則：入管法第71条の3第3号、第71条の2第1号
- 配偶者との離死別の届出 …… 23
入管法第19条の16第3号 罰則：入管法第71条の3第3号、第71条の2第1号

※入管法 … 「出入国管理及び難民認定法」の略